

#### (4) 災害時の区役所の活動

区役所では、災害発生時、区民等の救助・救援等を速やかに行うため、あらかじめ、災害時の区役所職員の行動等を定めています。

##### ① 動員計画

災害の状況に応じて、職員が参集する基準を定めています。

種別	災害状況	動員人員
1号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき（地震の場合は震度6弱以上で参集）</li> <li>特別警報が発表されたとき</li> <li>大津波警報が発表されたとき</li> </ul>	全員
2号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき（地震の場合は震度5強で参集）</li> <li>津波警報が発表されたとき</li> </ul>	職員の1/2以内
3号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき（地震の場合は震度5弱で参集）</li> <li>津波警報が発表されたとき</li> </ul>	職員の1/4以内
4号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき（地震の場合は震度4で参集）</li> <li>津波警報が発表されたとき</li> </ul>	初動活動に必要な職員
5号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万々に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき ※主に風水害や津波の警戒時に適用し、台風接近時などに指令する場合が多い</li> <li>津波注意報が発表されたとき</li> </ul>	情報連絡に必要な職員

##### ② 区役所の初期初動体制

災害が発生した場合、上記の動員計画にもとづいて職員が参集し、本部長が下表のとおり各班の編成および分担を指示して災害対応にあたります。

班名	役割
本部長	統括
総括班	職員への連絡、庁舎設備の確保、市本部及び関係機関との連絡・調整
情報収集班	情報の収集・伝達
避難受入班	避難所の開設準備、避難所への物資の搬送準備、避難路の状況確認、避難誘導に関する関係機関との連絡・調整

### ③緊急区本部員・直近参集職員等

- 緊急区本部員

勤務時間外に大阪市域に震度4以上の地震が発生すると、緊急区本部員に指名された区役所職員（徒歩等により30分以内に区役所に集まることができる者）が速やかに参集し、地震発生直後の対応を行います。



- 直近参集職員

勤務時間外に大阪市域に震度5強以上の地震が発生すると、緊急区本部員だけでなく、区内居住で区役所以外に勤務する大阪市職員で指名を受けた直近参集職員も区役所に参集し、緊急区本部員と協力して初期対応から被災者支援に取り組みます。

- 市本部連絡員

区職員のうち1名が大阪市役所本庁に参集し、大阪市災害対策本部と阿倍野区災害対策本部との連絡にあたります。

- 大阪市退職者による災害時ボランティア

本市退職者に、避難所の運営やライフラインの復旧などの本市災害対策業務にボランティアとして協力してもらう制度を設けています。

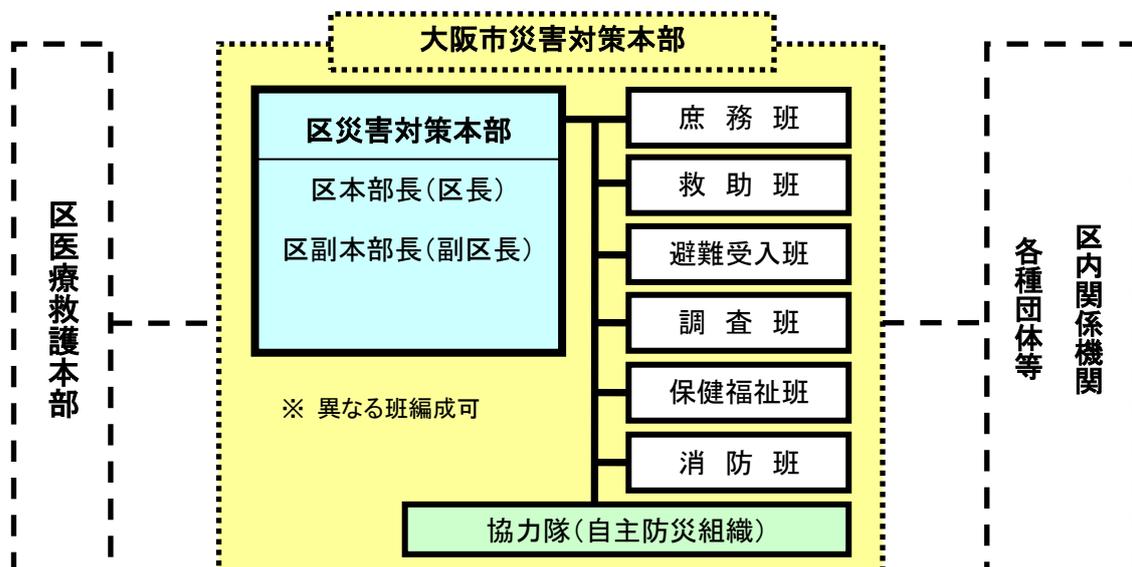
## ②区災害対策本部の設置と役割

防災対策の推進を図るため、次の場合にそれぞれの本部を設置します（区災害対策本部の設置場所は区役所内とします）。

本部種別	説明	設置要件
阿倍野区災害対策本部	防災対策の推進を図るため必要と認められるときに設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・本市域に震度 5 弱以上（大阪管区気象台発表）の地震が発生したとき</li> <li>・本市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき</li> <li>・大規模な災害の発生が予測され、その対策を要すると認められるとき</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>
阿倍野区災害対策緊急本部	地震により相当規模の被害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策緊急本部が設置されたとき</li> <li>・本市域に震度 4（大阪管区気象台発表）の地震が発生したとき</li> <li>・相当規模の被害が広範囲にわたって発生したとき</li> <li>・被害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき</li> <li>・その他副市長が必要と認めたとき</li> </ul>
阿倍野区災害対策警戒本部	地震による被害が発生する恐れがある場合において、災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき</li> <li>・災害が発生する恐れがあり、その対策を要すると認められるとき</li> </ul>

※ その他区長が必要と認めたときは、それぞれの本部を設置できるものとする。

【区関係災害対策本部の体制図】



## 区本部の班名および分掌事務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の連絡調整に関する事</li> <li>2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事</li> <li>3 災害対策本部との連絡に関する事</li> <li>4 予算計理に関する事</li> <li>5 情報の収集、伝達及び広報に関する事</li> <li>6 義援金の受付、並びに保管に関する事</li> <li>7 災害記録に関する事</li> <li>8 ボランティアの調整に関する事</li> <li>9 他の班の所管に属しない事</li> </ol>
救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の応急救助に関する事</li> <li>2 救援物資の調達保管及び配給に関する事</li> <li>3 被災証明書の発行に関する事</li> <li>4 義援金の配分に関する事</li> <li>5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事</li> </ol>
避難受入班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の受入に関する事</li> <li>2 避難者の誘導に関する事</li> <li>3 避難所受入状況の把握に関する事</li> </ol>
調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の調査に関する事</li> </ol>
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関する事</li> <li>2 防疫、保健衛生に関する事</li> <li>3 区医師会等との連絡調整に関する事</li> </ol>
消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防に関する事</li> <li>2 被災者の救急、救助に関する事</li> </ol>
協力隊 (自主防災組織)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域振興会、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関する事</li> </ol>
<p>区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく本部長に報告しなければならない。</p>	